

所得割算出の例

◇給与所得者は夫婦と子ども2人の4人家族

◇事業所得者は夫婦と子ども3人でうち青色専従者（給与額8万円）のある5人家族

(6表)

給与所得者	収入金額 - (給与所得控除 + 割増給与控除 + 基礎控除) = 課税標準 × 税率 - 調整額 - 扶養控除 = 市民税所得割								
	200,000円	48,000円	10,000円	90,000円	52,000円	2%	1円	1,400円	1円
	300,000	68,000	15,000	90,000	127,000	3	1,000	1,400	1,410
	400,000	88,000	20,000	90,000	202,000	4	3,000	1,400	3,680
	500,000	99,000	20,000	90,000	291,000	4	3,000	1,400	7,240
	1,000,000	120,000	20,000	90,000	770,000	5	8,000	1,400	29,100

事業所得割	(所得金額 + 青色専従者給与額) - 基礎控除 = 課税標準 × 税率 - 調整額 - (青色専従者控除 + 扶養控除) = 市民税所得割								
	200,000円	80,000円	90,000円	190,000円	3%	1,000円	1,600円	1,400円	1,700円
	300,000	80,000	90,000	290,000	4	3,000	1,600	1,400	5,600
	400,000	80,000	90,000	390,000	4	3,000	1,600	1,400	9,600
	500,000	80,000	90,000	490,000	4	3,000	1,600	1,400	13,600
	1,000,000	80,000	90,000	990,000	5	8,000	1,600	1,400	38,500

市税についてのお問い合わせは…… 電話代表2111番 (内線14~20番)

系名	税制係 (17番)	第一課税係 (18番)	第二課税係 (15・16番)	第一徴税係 (20番)	第二徴税係 (19番)
ごとの内容	①課税標準の設定及び必要な調査に関する こと	①市税(固定資産税、都市計画法、保険税を除く)の賦課に関する こと	①固定資産税(都市計画法を含む)の賦課に関する こと	①市税徴収簿の消込みに関する こと	①滞納金の徴収に関する こと
	②納税管理人に関する こと	②市税の徴税令書の発行に関する こと	②固定資産税の徴税令書に関する こと	②徴収嘱託及び受託徴収に関する こと	②滞納処分に関する こと
	③納税相談に関する こと	③市税の減免に関する こと	③固定資産税の減免に関する こと	③滞納繰越の調定に関する こと	③差押財産の換価に関する こと
	④納税組合に関する こと	④標識交付に関する こと	④土地家屋台帳及び公図に関する こと	④市税の還付に関する こと	④滞納金の徴収猶予執行停止に関する こと
	⑤納税証明などに関する こと		⑤資産証明に関する こと		

固定資産課税台帳の縦覧

(日時)

3月12日より3月31日まで

毎日午前9時より午後4時まで

(土曜日・日曜日も含む)

(場所) 焼津市役所税務課

(注) 国民健康保険税についてのお問い合わせは第二保険係 25・26番へ

県民税についても改正されましたが、さらに現在国会において審議されておりますので決定次第お知らせします。

④申告書とあわせて特殊な明細書を出さなければならぬ人

1. 変動所得や臨時所得のある人
2. 資産所得の合算課税をうけた人
3. 所得が赤字となった人
4. 雑損控除を差し引くと赤字になる人
5. 繰越損失のある人

⑤申告をしないと不利になります

もし申告期限までに申告をしなかったり、明細書の提出がなかったときは、雑損控除や、医療費控除、税額控除などの諸控除が受けられなくなり、多額の負担をしなければなりませんから必ず申告をしてください。

市民税の計算はこうしてします

①給与所得者の場合

設例 { 夫婦子供 1人
給与収入金額 400.000円
社会保険料支払額 15.000円 (4表)

改正後	(給与収入金額)	(給与所得控除)	(割増給与控除)	(基礎控除)	(課税標準額)
	400.000円	- (400.000円 - 10.000円) × $\frac{2}{10}$ + 10.000円	- (400.000円 × $\frac{5}{100}$)	- 90.000円	= 202.000円
	(課税標準額)	(税率)	(調整額)	(算出税額)	(扶養控除)
	202.000円	× 4%	- 3.000円	= 5.080円	- 1.000円 = 4.080円 + 400円 = 4.480円……市民税額

改正前	(給与収入金額)	(給与所得控除)	(割増給与控除)	(基礎控除)	(課税標準額)	(税率)
	400.000円	× { (400.000円 × $\frac{2}{10}$) + (400.000円 × $\frac{5}{100}$) }	- 90.000	= 210.000円	× 5.2%	
	(調整額)	(算出税額)	(扶養控除)	(社会保険料控除)	(所得割額)	(均等割)
	-2.520円	= 8.400円	- { 1.650円 + (15.000円 × $\frac{5}{100}$) }	= 6.000	+ 400円 = 6.400円……市民税額	

②事業所得者の場合

設例 { 夫婦子供 1人と青色専従者 1人 (給与額 80.000円)
所得金額 400.000円
国民健康保険税 15.000円 (5表)

改正後	(総所得金額)	(青色専従者給与額)	(市民税の総所得金額)	(基礎控除)	(課税標準額)	(税率)	(調整額)	(算出税額)
	400.000円	+ 80.000	= 480.000円	- 90.000	= 390.000円	× 4%	- 3.000円	= 12.600円 -
	(青色専従者控除)	(扶養控除)	(所得割額)	(均等割)				
	(1.600円 + 1.000円)	= 10.000円	+ 400円	= 10.400円……市民税額				

改正前	(専従者控除前の総所得金額)	(青色専従者給与額)	(総所得金額)	(基礎控除)	(課税標準額)	(税率)	(調整額)	(算出税額)
	480.000円	- 80.000	= 400.000円	- 90.000円	= 310.000円	× 6.4%	- 5.640円	= 14.200円
	(扶養控除)	(社会保険料控除)	(所得割額)	(均等割)				
	- (1.650円 + 15.000円 × $\frac{5}{100}$)	= 11.800円	+ 400円	= 12.200円……市民税額				

税率はどのように軽減されたか

(2表)

改正後			改正前		
課税標準額	税率	調整額	課税標準額	税率	調整額
10万円以下の金額	2%	—	3万円以下の金額	2.8%	—
10万円を超える金額	3	1.000	3万円を超える金額	3.2	120
20万円 "	4	3.000	6万円 "	3.6	360
50万円 "	5	8.000	9万円 "	4.0	720
100万円 "	6	18.000	12万円 "	4.4	1.200
150万円 "	7	33.000	15万円 "	4.8	1.800
250万円 "	8	58.000	18万円 "	5.2	2.520
400万円 "	9	98.000	22万円 "	5.6	3.400
600万円 "	10	158.000	26万円 "	6.0	4.440
1.000万円 "	11	258.000	30万円 "	6.4	5.640
2.000万円 "	12	458.000	35万円 "	6.8	7.040
3.000万円 "	13	758.000	40万円 "	7.2	8.640
5.000万円 "	14	1.258.000	50万円 "	7.5	10.140

(注) 課税標準額が100万円以下の場合は簡易税額表(早見表)によって求めます。(改正後のみ)

5) 申告は毎年3月20日までに

①申告をしなければならない人

毎年1月1日現在、焼津市に住所を有している個人で次に該当する人は、毎年3月20日までに申告しなければなりません。

- ④ 商業など営む人や貸家などのある人で前年中(本年の場合は36年中)に所得金額のある人は所得の有無にかかわらず申告しなければなりません。
- ⑤ 給与所得者は通常は申告の必要はありませんが、つぎのような特別な人は申告をしなければなりません。
 - A 給与所得以外の所得のある人(所得金額の制限はありません)
 - B 家事手伝い人で給与所得について源泉徴収を受けなかった人で、その給与所得とそのほかの所得のある人。
 - C 雑損控除や医療費控除を受けようとする人。

②申告書はどんなものがあるか

申告書は原則として地方税法で定めた申告書で行なわなければなりません。例外として市税条例によって総所得金額が100万円以下の人は、簡易申告書(郵便はがき)にて申告していただきます。申告書の配付は3月上旬までには隣組(班)を通じて該当者に配付しますが、該当者で配付を受けなかった人や給与所得の人で雑損控除や医療控除の適用をうけようとする人は市役所税務課まで申しでてください。

③申告書の提出はどうするか

総所得金額が100万円以下の人は原則として郵便はがきにより申告をしていただくことになっていきますから3月20日の提出期限までには郵送してください。

なお、総所得金額が100万円以上の人には別に申告書を送付しますから、それによって申告してください。

税額控除はどうなつたか

(3表)

控除項目	改正前後		改正前	
	改正後	改正前	改正後	改正前
扶養控除	第1順位.....600円 第2順位 以降一人につき.....400円	第1順位.....900円 第2.3順位.....750円 第4.5順位.....650円 第6順位以降1人につき.....550円	青色専従者 1人につき.....1.600円 白色専従者 1人につき.....1.000円	青色専従者給与額として最高8万円まで必要経費とする 白色専従者控除の規定はなく青色専従者のいずれも所得金額が5万円以下のとき扶養控除の適用を受ける。
業専従者控除	青色専従者 1人につき.....1.600円 白色専従者 1人につき.....1.000円	1.400円 勤労学生.....550円 障害者(扶養親族に該当者があるとき1人につき).....550円	なし	1.400円
障害者(本人、扶養親族) 老年者、寡婦、勤労学生控除	(扶養親族のうち障害者があるときは1人につき).....1.000円	なし	なし	なし
未成年者控除	なし	なし	なし	なし
社会保険料控除	なし	なし	なし	支払った社会保険料(保険税)の $\frac{5}{100}$

市民税の課税方法や税率が

○…市民税は個人の能力（所得）に応じて課税されるもので、市税のうちでは固定資産税とならんで、もっとも…○
 ○…重要な税金の一つです。この市民税が、昨年4月の第38国会で地方税法の一部を改正する法律案が成立され…○
 ○…たこととともない焼津市税賦課徴収条例も本年2月の臨時市議会に提案され、2月16日に可決（3月5日公…○
 ○…布）され、昭和37年度の市民税から適用されることになりました。そこで主な改正点をお知らせします。 …○

1) 課税方式が二つ になりました

これはいままで行なわれていた5つの課税方式が、所得税の影響を毎年うけ市町村の財政上適当でないことや、市町村市民税の自主性が欠けることなどの理由から所得税の影響は市町村市民税にまでおよばさないことにしたものです。この2つの課税方式のうちいづれかを採用するかは、その市町村の財政状況や市民の所得の実態などにより選択できるものですが、本市のばあいは再建団体などの財政事情により、ただし書方式（もう一つの課税方式は静岡市や浜松市など行なう本文方式です）を採用することになりました。

2) 税率が軽減され ました

いままでは各市町村の間には同じ所得金額でありながら市民税の負担額に大きなひらきがありました。これは税の収入が少ないことや、より積極的に行政水準の向上をはかるためにとられたやむを得ない措置ではありますが、極度に過重な負担や不均衡は極力さげることが望ましくその方法として国において目やすとなる税率（以下準拠税率）が示されたもので、本市においても財政再建中ではありますが、この準拠税率を基として税率の軽減を行ない、市民の税負担を減額しようとしたものです。勿論、税率については市町村の自主性によって決定するものであり、これをもって市町村間の不均衡が解消され十分な軽減が行なわれたわけではありませんが、更に今後の財政状況の好転と相まって上記の方向に近づけることはいうまでもありません。

3) 税額控除などが かわりました

税額控除についてはいうまでもなく、算出された所得割（税額）から扶養親族や障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は事業専従者など（青色白色申告者を問わず）の適用をうける人の数に応じて控除されるものをいいます。その控除額や控除の内容などについては、市税条例に委任しております。本市の場合にはあとで詳しく申しあげますが、昭和36年度とかわったことは扶養親族の控除額を二つの段階にしたこと。つまり事業専従者控除額があらたにもうけられ、障害者などの控除額がかわったこと。社会保険控除などが廃止されたことなどがあげられます。

4) 申告制度があらた にもうけられた

こんどの改正の1番大きなものは、この申告義務ができたことです。これは最近の相つぐ所得税の減税によって所得税の納税者が毎年減り、所得税のない人の所得の把握を適確にするためや、将来において、より民主的な方向として住民税（市県民税）にも申告納税制度をとり入れ、申告や納税を通じてより積極的に市の行政にかん心をもち進んで自治に参画していただくための趣旨にもとづくもので、正確な申告を期待することは勿論です。（課税方法については第一表を参照のこと）

課税方式はどのようにかわったか

(1表)

改 正 後		改 正 前	
課 税 方 式	方 法	課 税 方 式	方 法
本 文	(総所得金額) - (雑損控除 + 医療費控除 + 社会保険料控除 + 生命保険料控除 + 扶養控除 + 基礎控除) = 課税標準額 (注) 各控除額は所得税法による控除額ではなく地方税法で定めた控除額である。	第一課税方式	所得税額を課税標準とする方法
		第二課税方式	所得税の課税所得金額（山林、退職も含む）を課税標準とする方法
		第二課税方式 ただし書	総所得金額から基礎控除のみとした金額（改正後もほぼ同様）を課税標準とする方法
ただし書方式 (本市の場合)	(総所得金額) - (基礎控除) = 課税標準額 (注) 青色専従者給与額や白色事業専従者控除額は総所得金額に合算されます。 又給与と所得者の場合は割増給与控除が別に控除されます。	第三課税方式	第二課税方式本文の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方法
		第三課税方式 ただし書	第二課税方式ただし書の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方法

(注) 改正後は山林所得や退職所得は別に税率を求め又、変動所得も調整課税を行ないます。